

(2) 私立学校施設整備費補助金(研究装置、教育装置、ICT 活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの

3 件 不当と認める国庫補助金 77,771,000 円

私立学校施設整備費補助金(研究装置、教育装置、ICT 活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)(以下「補助金」という。)は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、研究装置及び教育装置の整備、ICT 活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業(学校施設耐震改修工事等)等に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和 58 年文部大臣裁定)等によれば、研究装置及び教育装置については装置の整備に要する経費、ICT 活用推進事業については ICT 装置の整備等に要する経費、防災機能等強化緊急特別推進事業については危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事等に要する経費(以下、これらを「補助対象経費」という。)のそれぞれ 2 分の 1 以内の額とすることとされている。また、補助対象経費については次の①から④までのとおりとされている。

- ① 研究装置の整備については、私立の大学の教授、准教授その他研究に従事する職員が職務として行う学術の基礎的研究又は大学院の学生の研究指導に必要な機械、器具、その他の設備であって、1 個又は 1 組の価額が 4000 万円以上であり、かつ、当該設備を設置する建物その他の施設に関し施設工事を必要とする事業を行う場合に必要経費とされている。そして、機械、器具等を取りまとめて 1 組とした場合、それらの機械、器具等が機能的に密接な関係を持ち、装置としての一体性があるものであることとされている。
- ② 教育装置の整備については、私立大学等が行う教育に必要な機械、器具、その他の設備であって、1 個又は 1 組の価額が大学にあっては 4000 万円以上であり、かつ、当該設備を設置する建物その他の施設に関し施設工事を必要とする事業を行う場合に必要経費とされている。
- ③ ICT 活用推進事業については、私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、ICT 装置、施設の改造工事及び既設の ICT 施設における冷房化工事であって、事業費が 1000 万円以上となる事業を行う場合に必要経費とされている。
- ④ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事については、私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事等に必要経費とされている。

このほか、補助金の補助対象は事業実施年度内に整備が完了する事業であることなどとされている。

本院が、19 学校法人において会計実地検査を行ったところ、3 学校法人において、次のような事態が見受けられた。

研究装置の整備について、機械、器具等を取りまとめて 1 組とした場合には、それらの機械、器具等が機能的に密接な関係を持ち、装置としての一体性があるものであることなどとされているのに、装置としての一体性がないため 1 組とは認められず、それぞれの価額が 4000 万円未満であるため補助の対象とならない 2 台の装置を補助の対象としていた。

教育装置の整備について、補助対象は事業実施年度内に整備が完了する事業であることなどとされているのに、事業実施年度の翌年度以降(以下「後年度」という。)に効力が発生するため事業実施年度内に整備が完了しているとは認められない後年度分のライセンス料を価額に含めており、これを除外すると、価額が 4000 万円未満となり補助の対象とならない装置を補助の対象としていた。

ICT活用推進事業について、補助対象は事業実施年度内に整備が完了する事業であることなどとされているのに、後年度に効力が発生するため事業実施年度内に整備が完了しているとは認められない後年度分のライセンス料を補助対象経費に含めており、これを除外するなどすると、事業費が1000万円未満となり補助の対象とならない事業を補助の対象としていた。

防災機能等強化緊急特別推進事業のうちの学校施設耐震改修工事について、補助の対象となる工事の施工範囲を縮小するなどの契約変更を行ったことにより、補助対象経費が減少していたのに、当初契約の内容等を基に算出された過大な補助対象経費により実績報告書を提出していた。

これらの結果、補助金計77,771,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。
このような事態が生じていたのは、3学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

学校法人龍谷大学は、令和4年度に教育装置「メディア技術に特化したサイバーフィジカルシステム教育装置」の整備を実施しており、教育装置一式の購入及び設置工事に要する経費を対象として、補助対象経費を53,733,623円(補助金26,866,000円)と算定していた。そして、同法人は、補助対象経費のうち、教育装置の価額は、45,747,584円であるとしていた。

しかし、同法人は、教育装置の価額に、事業実施年度内に整備が完了しているとは認められず補助の対象とならないVR機能を利用するための後年度分のライセンス料7,347,950円を含めていた。

したがって、これを除外すると教育装置の価額が38,399,634円となり4000万円未満となることから、本件事業は補助の対象とならず、補助金26,866,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に對する 国庫補助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(42) 文部科学 本省	学校法人北 里研究所	ICT活用推 進事業(各 キャンパス への新規イ ンターネッ ト回線敷設 と、SD-W AN構築工 事)、防災 機能等強化 緊急特別推 進事業(V 7号館耐震 改修工事 等)	3	216,464	108,231	42,269	21,135	補助の対象 とならない 後年度分の ライセンス 料を除外す るなどする と事業費が 1000万円未 満となり事 業全体が補 助の対象と ならないも のなど (北里大学)
(43) 同	学校法人自 治医科大学	研究装置 (多機能 invivoリア ルタイムイ メージング システム一 式)	30	62,755	29,770	62,755	29,770	装置として の一体性が ないため1 組とは認め られない2 台の装置の 価額がいず れも4000万 円未満であ るため事業 全体が補助 の対象とな らないもの (自治医科 大学)

	部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助対象 経費	左に対する国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要	
			教 育 装 置 (メディア 技術に特化 したサイ バーフィジ カルシステ ム 教 育 装 置)		千円	千円	千円	千円	補助の対象 とならない 後年度分の ライセンス 料を除外す ると装置の 価額が4000 万円未満で あるため事 業全体が補 助の対象と ならないもの (龍谷大学)	第 3 章 第 1 節 第 5 文 部 科 学 省
(44)	文部科学 本省	学校法人龍 谷大学		4	53,733	26,866	53,733	26,866		
(42)－(44) の計					332,953	164,867	158,758	77,771		

(3) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

6 件 不当と認める国庫補助金 29,754,000 円

学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

学校施設環境改善交付金交付要綱(平成 23 年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等によれば、施設整備計画に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の種別は、次の事業等とされている。

- ① 教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるもの(不適格建物)の改築を行う事業(以下「不適格改築事業」という。)
- ② 小学校、中学校等の建物等の大規模改造で、教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事等の質的整備を行う事業(以下「大規模改造(質的整備)事業」という。)
- ③ 小学校、中学校等の学校統合に伴う校舎等の改修を行う事業(以下「統合(改修)事業」という。)
- ④ 小学校、中学校等における学校給食の実施に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものなどの改築を行う事業(以下「学校給食施設改築事業」という。)
- ⑤ 小学校、中学校等の建物で建築後 20 年以上経過したものの大規模改造で建物全体の改修を行う事業(以下「大規模改造(老朽)事業」という。)
- ⑥ 小学校、中学校等の水泳プール(屋外)(以下「プール」という。)の新築又は改築を行う事業(以下「学校水泳プール(屋外)新改築事業」という。)

交付金の交付額は、交付要綱等に基づき、交付対象事業ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗ずるなどして得た額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額のうち、少ない方の額の合計額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている(次式参照)。